

平成 17 年総務省告示第 1379 号(電気通信事業法施行規則第 40 条の6第2号の規定に基づき
都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件)の一部改正案に対する意見及
びその考え方

意見募集期間:令和4年2月3日(木)~同年3月4日(金)
案件番号:145209879

意見提出者一覧

意見提出者 3件(法人:1件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	ソフトバンク株式会社

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● メッシュ基準について、単位メッシュあたり 2 台にするか、メッシュあたり 1 台にするなら、それぞれ 700メートル四方、1,400メートル四方にすべき。</p> <p>○ このメッシュ基準によると、現状の公衆電話数が四分の一に激減することになります。</p> <p>当面、半数程度まで減少するのは止むを得ないとして、この広さを基準にするなら、単位メッシュあたり 2 台にするか、メッシュあたり 1 台にするなら、それぞれ 700メートル四方、1,400メートル四方にすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 A】</p>	<p>考え方 1</p> <p>○ ユニバーサルサービスである第一種公衆電話の設置基準としては、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第14条第2号にメッシュ基準が定められています。</p> <p>このメッシュ基準は、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年総務省令第7号。令和4年2月28日公布。以下「改正省令」という。）により、本告示案と同内容の基準に改正され、本告示案の施行予定日と同じ令和4年4月1日に施行されます。</p> <p>本意見募集の対象は、ユニバーサルサービス交付金の交付対象となる「適格電気通信事業者」の指定に係る第一種公衆電話の設置台数基準に関するものであるため、改正省令による改正後のメッシュ基準と同一が望ましく、原案が適当と考えます。</p> <p>また、改正後の施行規則においては、第一種公衆電話機の定義に、「公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機」を追加し、全体として設置台数を減らしつつも、利便性の確保に配慮した基準としています。</p> <p>なお、第一種公衆電話の削減には一定程度の期間を要することから、総務省は、削減計画の報告及び公表並びに各社の取組に関する国民</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	利用者への適切な情報提供について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し要請しております。	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メッシュ基準の密度を変えずに、設置場所の工夫をしてほしい。 ● 最低限の密度は確保してほしい。 ● 国民負担を倍や10円単位に増やしても、安心安全が保たれる、危機管理ができるのなら、まったく問題はないほどのわずかな額である。これ以上公衆電話の数をへらさないでほしい。 	考え方2	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申にもとづくものかもしれないが、現行のメッシュ基準は現実的に公衆電話を利用する場合の、最低限度である。これ以上密度を減らすと、利用したくとも移動時間が大きく、結局は使用を断念するという悪循環をきたしてしまう。利用が減少しているのは、身近なところに必要なものがないからである。密度を変えずに、設置場所の工夫をしてほしい。 ○ また、通常時はもちろんのこと、公衆電話は災害の時や携帯電話網が障害を起こした際の重要なインフラである。最低限の密度は確保してほしい。 ○ さらに総額として国民負担を増やさないとあるが、1人1台あたりの負担額は1円単位の料金であり、ごくわずかである。倍や10円単位に増やしても安心安全が保たれる、危機管理ができるのなら、まったく問題はないほどのわずかな額である。みんなで薄く負担することがよいことである。これ以上公衆電話の数をへらさないでほしい。 <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニバーサルサービスである第一種公衆電話の設置基準としては、施行規則第14条第2号にメッシュ基準が定められていますが、改正省令により、本告示案と同内容の基準に改正され、本告示案の施行予定日と同じ令和4年4月1日に施行されます。 本意見募集の対象は、ユニバーサルサービス交付金の交付対象となる「適格電気通信事業者」の指定に係る第一種公衆電話の設置台数基準に関するものであるため、改正省令による改正後のメッシュ基準と同一が望ましく、原案が適当と考えます。 また、改正後の施行規則においては、第一種公衆電話機の定義に、「公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機」を追加し、全体として設置台数を減らしつつも、利便性の確保に配慮した基準としています。 ○ また、災害時の通信確保の重要性に鑑み、改正省令では、避難所等に事前に設置され災害時 	無

意見	考え方	修正の有無
	<p>に使用可能となる災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして追加しています。なお、現在、情報通信審議会において、第一種公衆電話の設置基準の変更を踏まえたユニバーサルサービス交付金による災害時用公衆電話の補填の在り方についてご審議いただいています。</p> <p>○ 今回の公衆電話の見直しは、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年7月7日情報通信審議会答申。以下「令和3年情通審答申」という。）を踏まえたものです。公衆電話を含むユニバーサルサービスに対する交付金は、実質的に国民利用者の負担に支えられており、携帯電話の普及等を背景として公衆電話の利用が減少する中、単純に国民負担額を増加させることについては慎重な判断が必要と考えます。</p>	
<p>意見3</p> <p>● 設置基準の緩和は、ユニバーサルサービスとしての第一種公衆電話の意義や国民・利用者にとっての利便性を損なわない範囲にとどめる必要がある。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 第一種公衆電話は、特有の技術特性、機能（災害時の優先接続や局給電機能、事前契約が不要等）等を踏まえ「社会生活上の安全」「戸外における最低限の通信手段」を確保する観点からユニバーサルサービスに位置づけられており、現状において、これらの期待される役割はその他の通信手段によって完全に代替できるものではありません。</p> <p>人口減少や過疎化の進展等の利用環境の変化に伴う公衆電話の利用減少を踏まえれば設置基準の緩和はやむを得ないにしても、ユニバーサルサービスとしての第一種公衆電話の意義や国民・利用者にとっての利便性を損なわない範囲にとどめる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 今回の公衆電話の見直しは、令和3年情通審答申を踏まえたものであり、今後、第一種公衆電話の位置づけについて検討するに当たっては、通信利用環境全体を俯瞰しつつ総合的な検討を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、改正後の施行規則においては、第一種公衆電話機の定義に、「公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機」を追加し、全体として設置台数を減らしつつも、利便性の確保に配慮し</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	た基準としています。	